新潟県の最低賃金

新潟県最低賃金
1日……2,721円
時間給の労働者については1時間341円
効力発生日……55年10月12日

卸売業・小売業
1日……2,920円
時間給の労働者については1時間365円
効力発生日……55年12月12日

食料品製造業
1日……2,992円
時間給の労働者については1時間374円
効力発生日……55年12月12日

木材・木製品・家具・装備品製造業
1日……3,132円
時間給の労働者については1時間392円
ただし、次にかかげる労働者については
効力発生日……55年12月29日

機械・金属製品等・製造業及び自動車整備業
1日……3,228円
時間給の労働者については1時間404円
効力発生日……56年2月6日

出版・印刷・同関連産業
(速記・筆耕・複写業を含む)
1日……3,155円
時間給の労働者については1時間395円
ただし、次にかかげる労働者については、
効力発生日……55年12月12日

繊維産業
1日……2,814円
時間給の労働者については1時間352円
ただし、次にかかげる労働者については、
効力発生日……56年2月15日

●詳細については新潟労働基準局(TEL 0252—66—4165)にお問い合わせ下さい。

春の交通安全運動
悲惨な結果に終る

春の全国交通安全運動が四月十五日で終った。

期間中、県内の事故状況はほぼ昨年並みであったが、黒埼町内では昨年一件(傷者二名)でしたが今年は四件(傷者六名)と増大し、運動の重点であった子供の事故が二件も含まれるという残念な結果となりました。

例年、春から夏にかけて自転車事故、子供の事故が増える傾向にあります。ただいま交通三悪(飲酒運転、速度違反、一時不停止)一掃運動実施中でもあります。

家族ぐるみ、地域ぐるみで交通事故の一掃に努めましょう。

また、この期間中、交通指導隊や交通安全母の会交通安全協会ライオンズクラブなどが、警察の協力を得て指導所を設置し、通る車一台一台にチラシや風船などを渡し、交通安全を呼びかけていました。

▶国道8号線・経済連前で、安全を呼びかける会員たち。

印紙税額が改正されました

五月一日から印紙税法が改正され、いままで百円の印紙税がかかっていた文書の印紙税額が、二百円になるなど、印紙税の税額が二倍に引上げられました。

●商品券、ギフト券などの物品切手で、券面金額が記載されていないものであっても、引換給付される物品の価額が明らかなときは、その金額に応じて印紙税がかかります。

●不動産売買契約書、請負契約書などで、契約金額が記載されていないものであっても、見積書、注文書などを引用しているときは、その見積書・注文書などに記載されている金額に応じて、印紙税がかかります。

契約書とは

「不動産の譲渡に関する契約書」「消費貸借に関する契約書」「請負に関する契約書」などの契約書とは、契約をする人が、契約の成立したことを明らかにするためにつくる文書(契約する一方の人だけが作成するものも含まれます。)をいいます。また、すでに成立している契約の内容を変更したり、新たな内容を追加したことを明らかにするためにつくる文書や、本契約を結ぶ前にあらかじめつくる予約の契約書も含まれます。

印紙税を誤って納めたときは

印紙税のかからない文書を、印紙税のかかる文書と考えて、収入印紙をはってしまったり、印紙税として定められた金額以上の、収入印紙を文書にはってしまった場合には、その文書を所轄税務署に持参し、一定の手続をとることによって還付を受けることができます。

印紙税を納めなかったときは

印紙税のかかる文書をつくった人が、印紙税を納めなかったときは、たとえ印紙税がかかることを知らなかったり、収入印紙をはり忘れた場合であっても、納めなかった印紙税の額の三倍(調査を受ける前に自主的に不納付を申出たときは一・一倍)過怠税が課税されます。また、文書にはり付けた収入印紙に消印をしなかったときは、その消印をしなかった収入印紙の金額と同じ金額の過怠税が課税されます。はり忘れなどは十分ご注意ください。

◎印紙税のかかる文書には、同種類の文書であっても、その文書に記載されている金額によって、納める印紙税の税額が異なるものがありますから、文書をつくる際には間違いのないようにしてください。

「心配ごと相談」毎週土曜午後1時から役場第1委員会室で

昭和56年度の自治会長さんが決まりました。

昭和56年度の自治会長さんが下記のように決まりました。自治会長さんは、みなさん方と役場を結ぶ大切なパイプの役目を果してくださいます。

昭和56年度　自治会長さんの氏名

自治会名	自治会長氏名	世帯数	人口	自治会名	自治会長氏名	世帯数	人口
金巻	前田松平	70	332	寺地下	大橋憲司	114	342
興野一区	高橋芳二郎	106	415	寺地団地	小山満	173	643
〃二区	横山仁一郎	109	418	善久東	武樋繁雄	160	547
〃三区	高橋博男	115	449	善久西	白川正太郎	212	713
〃四区	井上五六	100	330	山田上1	逢坂茂	231	832
中学通り	木下正市	160	572	〃2	藤橋十三男	161	582
新町	白井修三	101	407	下山田	坂井富男	55	248
諏訪町	宮田栄門	164	616	小平方	深沢長一	54	361
二之町	近藤茂男	51	197	鳥原新田	長谷川権六	63	248
五区	中野達雄	75	308	板井1	丸山敬	56	317
仲町	小山寅吉	38	164	〃2	佐々木友平	40	217
七区	渡部正美	85	302	〃3	大矢誠策	37	208
八区	高橋平太郎	128	477	〃4	穂苅宅治	79	393
新田町	小林梅八	132	505	木場上組	山際清三郎	113	542
栄町	佐藤寅一	47	190	〃川前	山際二吉	88	312
川原	宗村信松	32	136	〃下組	豊田徳一	100	522
鳥原新地	丸山秀吉	76	321	〃八割	青木武二	103	554
鳥原本村	笠原重二郎	145	602	〃新田	加藤信吉	98	527
鳥原大明	伊藤秀正	182	651	黒鳥1	佐藤三代	50	242
逆方団地	山際昭二	109	403	〃2	江端貢	28	150
柳作	籠島一男	167	620	〃3	白井弥一	31	144
立仏	鳴海昇八	288	1069	〃4	保苅栄七	50	239
焼鮒団地	中川友広	155	537	〃5	布川良夫	37	217
寺地本村	林善之亟	108	404	緒立	阿部昌平	57	114
〃中	大滝治作	118	441	北場	金田由二	131	251

くろさき昔ばなし
青年会の創立と古い慣習の廃止

明治末期ころまで風習の一端にどんなものがあったか。まず精神的団体、修養的団体の一員である青年の間には、純ぼく、質素な本村伝統的な、良い風習があったが反面、旧幕時代からの野ばん、悪質な習慣と殺伐とした気風がみなぎっていた。

▲写真は昭和十年代の青年団。

また、トバクの流行も当時の一名物。どんな小さな店でも男女二三人が集まれば、花札か何かのかけごとが始まっていたものだ。バンカラ的遊び人の多かったのもその一因であろう。殺した、殺されたや、血のしたたる出刃包丁を振りかざし、町中を大声を上げ歩きまわり、驚いた町民は表戸をしめ切って小さくなっていたのも、明治四十一二年ころのことで、大野モンの偉名?は遺憾ながら、近郷近在に鳴り響いたものだ。

いたずらもかなり行われており、お祝いの席へ雪や石を投げ込んだり、障子戸を壊したり、他人の家の出入口に石地蔵を置いたり、小便おけを並べたりの悪の数々。当時は電燈がなかったことから、非常に困ったいたずらであった。

これは村内の一部の青年で、つい先年も警察に検挙された例もあった。

それでも明治末期ころ若連中と言ったものを解体し、新時代に即した青年団というものに組織替えしてからは、精神修養方面に力を注ぎ、徳育涵養、体育奨励等に大いに努力し、今日に至っている。